

「ぴいちゃん」ツイッターの活用に係る運用基準

平成24年9月24日

24練環推第649号

(趣旨)

第1 この基準は、ソーシャルメディアの個人的利用に関する練馬区職員のガイドライン(平成24年7月1日24練企情第486号)に基づき、「ぴいちゃん」のツイッターを運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(アカウント情報の管理)

第2 ぴいちゃんのツイッターアカウントの管理は、みどり推進課みどり協働係とする。

(ツイート内容について)

第3 ツイートする内容は以下のとおりとする。

- (1) ぴいちゃん出演イベントの情報
- (2) ぴいちゃんファンクラブ関連情報
- (3) みどりに関するイベントの情報
- (4) その他、ぴいちゃんに係る日常的なつぶやき

(禁止事項)

第4 運用するにあたり、以下のことを禁止する。

- (1) 練馬区およびぴいちゃんのイメージを著しく悪くさせる内容のツイート
- (2) 投稿者の投稿を表示(フォロー)すること。ただし、アカウント管理者が、フォローすることにより区民に有益な情報を提供できると判断した場合には、公式アカウントを確認することができる国、都、市区町村その他の公共機関が運用するアカウントに係る投稿者の投稿をフォローすることができる。
- (3) 他者を誹謗中傷する情報のツイート
- (4) 人種、思想、信条等を差別する情報のツイート
- (5) 政治、宗教等の活動に利用すること
- (6) 閲覧者に損害を与えようとするサイトへのリンク
- (7) その他、練馬区のセキュリティを脅かすおそれのある行為

(運用手順)

第5 ツイートしようとする職員は、ツイート予定日と文章(140字以内)をみどり推進課長、みどり協働係職員および課内全係長に電子メールで送付するものとする。送付を受けた者

は各々確認のうえ、訂正等ある場合にはツイート予定日前日までに返信をする。

- 2 ツイートしようとする職員は前項の返信を受けた後、課長の決定を受けるものとする。
- 3 ツイート後、みどり協働係は発信日時、文章、発信者情報を別途管理する。
- 4 ツイートの内容に誤りがあった場合は、ただちに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めてツイートする。
- 5 区の他所管課の公式アカウントのツイートで、区民へ有益な情報を提供することができるのみどり推進課長が認めるもののリツイートを行うことができる。
- 6 ツイートを即時に行う必要があり、みどり推進課長の決定をとる時間がない場合に限り、複数の職員により内容確認を行うことを条件に、ツイートすることができる。ただし、ツイート後、発信日時、文章、発信者情報等を別途まとめ、課長の決定を受けるものとする。

(その他)

第6 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則（平成24年9月24日24練環推第649号）

この運用基準は、平成24年9月24日から施行する。

付 則（平成25年9月2日25練環推第633号）

この運用基準は、平成25年9月2日から施行する。

付 則（平成25年12月24日25練環推第1114号）

この運用基準は、平成25年12月24日から施行する。